

所得税・消費税申告個別相談会及び確定申告に係る注意事項！

- ◇令和4年中に受取ったコロナ対策関連の事業者向け給付金及び支援金は収入となりますので雑収入への計上をお忘れのないようお願いいたします。
(例：感染症対策休業支援金・給付金、埼玉県感染防止対策協力金、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金、埼玉県酒類販売事業者等協力支援金、市町村独自の支援金など)

- ◇消費税申告について、簡易課税は売上を、本則課税は売上・仕入(経費)を必ず事前に税率ごとの区分経理にさせていただきますようお願いいたします。区分されていない場合は相談会での対応ができませんのでご理解とご協力をお願いいたします。

- ◇消費税申告「本則課税」の相談日は3月23日(木)のみとなりますので、お間違えのないようにお申込みください。

- ◇令和4年分の所得(青色申告特別控除前)が400万円超、消費税の課税事業者である場合基準期間(令和2年)の課税売上高が3,000万円超の方は事前にご相談ください。

- ◇e-Tax 送信(電子申告)につきましては商工会での対応ができませんので、個人での送信をお願いいたします。なお、ブルーリターンソフトをご利用の方は送信時にマイナンバーカード及びICカードリーダーが必要となります。その他の会計ソフトをご利用の場合は各自ご確認をお願いいたします。国税庁の確定申告サイトからは、マイナンバーカード方式、またはID・パスワード方式にて送信することができます。(詳細は国税庁HP参照)

※ご不明な点などございましたら三芳町商工会へお問合せください。